

地域活動の場づくりに関するワーキンググループ開催要綱

令和3年7月29日

企画調整局長決定

(趣旨)

第1条 地域活動推進委員会で検討される、地域活動の場へ若い世代が参加していくための場づくりについて、様々なアイデアの案出を求めることを目的として、ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

(委員)

第2条 ワーキンググループに参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、7名以内とする。
- 3 地域活動推進委員会の委員については、オブザーバーとして、会議に出席することができる。
- 4 その他、市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として参加させることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(ワーキンググループの公開)

第4条 ワーキンググループは、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、企画調整局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) ワーキンググループを公開することにより公正かつ円滑なワーキンググループの進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 ワーキンググループの傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの開催に必要な事項は、企画調整局地域活動支援担当課長が定める。

附 則（令和3年7月29日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月29日より施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年8月6日決裁）

この要綱は、令和3年8月6日より施行する。